

三重県地球温暖化防止活動推進センター（平成 28 年度～平成 32 年度）指定法人選定要領

（目的）

第 1 条 この要領は、平成 28 年度から平成 32 年度までの三重県地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）を指定するにあたり、公正な指定法人の選定に必要な事項について定めるものである。

（選定業務）

第 2 条 三重県地球温暖化防止活動推進センター（平成 28 年度～平成 32 年度）選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、申請法人に対しヒアリング及び申請書類の審査を行い、指定法人の選定を行う。

（評価及び選定）

第 3 条 三重県地球温暖化防止活動推進センター（平成 28 年度～平成 32 年度）選定委員会委員（以下「選定委員」という。）は評価項目ごとに評価を行う。選定委員会は、選定委員の評価点の合計が最高の申請法人を指定法人として選定する。ただし、評価点の合計が満点の 6 割未満の場合、またはそれぞれの評価項目において満点の 4 割以下の項目がある場合は、指定法人として選定しない。

2 最高得点が複数ある場合は、選定委員会の議決により選定する。

（評価項目と配点）

第 4 条 選定に当たっての各評価項目及び配点比率は下記のとおりとする。

| 評価項目 | 評価の主な観点 | 配点比率 | 評価点 | 評価点計 (満点※1) |
|----------------|--|------|-------|----------------|
| (1) 企画力・調整力 | ・センターに期待される役割を理解し、事業計画に反映されているか。 ・提案された事業計画は、地球温暖化防止対策として効果が期待できるものとなっているか。 ・提案された事業計画が現実的なものであり、実現可能な内容となっているか。 ・提案された事業計画について、課題が把握されているか。 ・他の団体や行政と協力して活動できる能力があるか。 | 2 | 5 点/人 | 5 0 点 |
| (2) 推進員(※2)の活用 | ・研修内容が推進員の能力を引き出す内容となっているか。 ・推進員からの相談に対するサポート体制はあるか。 | 1 | 5 点/人 | 2 5 点 |

| | | | | |
|------------------|---|---|------|------|
| (3)業務遂行能力 | ・地球温暖化対策等環境保全に関連した活動実績があるか。 ・センターとしての事業活動が、継続的に実施できる体制となっているか。(組織体制、人員配置、人材育成) | 1 | 5点/人 | 25点 |
| (4)財政計画 ・財政基盤 | ・事業計画を実施するにあたっての予算等は適正か。 ・経営が安定しており、センター業務を適切に行う能力があるか。 | 1 | 5点/人 | 25点 |
| | | | 合計 | 125点 |

※1 選定委員全員が出席した場合の満点

※2 推進員とは、地球温暖化防止活動推進員をいう。

(評価点の算出方法)

第5条 前条の評価項目に対する評価は絶対評価とし、次の評価内容に対応する評価点を付与し、評価点の合計を算出する。

| 評価点 | 評価内容 |
|-----|----------|
| 5 | 非常に優れている |
| 4 | 優れている |
| 3 | 普通 |
| 2 | やや不十分である |
| 1 | 不十分である |

※評価項目の「財政計画・財政基盤」欄のみ使用

| 評価点 | 評価内容 |
|-----|--------------|
| 5 | 経営状況等が、非常によい |
| 4 | 〃 よい |
| 3 | 〃 普通 |
| 2 | 〃 やや悪い |
| 1 | 〃 悪い |

(事務)

第6条 評価及び選定にかかる事務は、三重県環境生活部地球温暖化対策課が行う。

附 則

この要領は、平成27年12月7日から施行する。